

諫早市中小企業融資制度一覧表

(平成30年4月1日現在)

資金名	融資対象者	資金の用途 融資限度額	融資利率	償還期間 (うち措置期間)		保証料	取扱金融 機関
中小企業 振興資金	中小企業者で次の各号のいずれにも該当するもの ①継続して1年以上市内に住所を有していること ②市内において1年以上継続して事業を営んでいること ③長崎県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること ④市税等に滞納がないこと	運転及び設備 2,500万円	1.4%	10年以内 (1年以内)		長崎県信用保証協会 の取扱による ※最大0.55%を 市が補給	
中小企業 創業支援資金	創業者で次の各号のいずれにも該当するもの ①市内に住所を有していること ②市税等に滞納がないこと ③長崎県信用保証協会の保証対象業種であること ※「創業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう ア)事業を営んでいない個人であって、1月以内に本市において新たに事業を 開始する具体的な計画を有するもの イ)事業を営んでいない個人であって、2月以内に本市において新たに会社を 設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画 を有するもの ウ)中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して 実施しつつ、本市において新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、 当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの エ)本市において事業を開始した日以後の期間が5年未満である個人 オ)本市において設立された日以後の期間が5年未満である会社 (中小企業者に限る)	運転及び設備 2,000万円	1.3% ※融資を受けた日から3年間、 利子額の2分の1を市が補給 (別途申請が必要です)	運転7年 以内 (1年以内)	設備10年 以内 (1年以内)	市が全額補給	指定金融 機関6行
中小企業事業 拡大支援資金	中小企業者で次の各号のいずれにも該当するもの ①市内に事業所を有していること ②長崎県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること ③市税等に滞納がないこと	運転及び設備 2,000万円 (ただし、運転資金の融資 額については、設備資金 の融資額を限度とする)	1.8% (ただし、中心市街地活性化区域 内における設備投資にあつては 1.7%、商店街まちづくり協定に基 づく設備投資(認定構想推進事業 者から商店街まちづくり協定に適 合している旨の認定を受けたもの に限る。)にあつては1.5%)	10年以内 (1年以内)		長崎県信用保証協会 の取扱による	

※「中小企業者」とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する者をいう
指定金融機関6行は、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫

あっせん申込に必要な書類

	必要書類	備考
①	各資金融資あっせん書申込書	
②	【個人事業主】代表者の住民票(世帯主記載・本籍省略)	市市民窓口課発行
	【法人】登記事項証明書	法務局発行
③	【個人事業主】直近の所得税の確定申告書	
	【法人】直近の決算報告書	
④	完納証明書	市納税課発行
⑤	【個人事業主】国民健康保険料納付額証明書	市保険年金課発行
	国保以外の方は、保険証の写し	
⑥	見積書(設備資金の場合)	

※ ②～⑥は写し可

※ 別途「中小企業創業支援資金」には、創業・再挑戦計画書が必要です

※ 別途「中小企業事業拡大支援資金」には、中心市街地活性化区域内に投資する場合は投資位置図、商店街まちづくり協定に適合する投資の場合は、協定適合認証書が必要です

※ ④について「中小企業創業支援資金」では、個人事業主は申請する年の1月1日に住所を有していない場合、法人は会社設立後最初の決算月から2カ月経過していない場合は不要です

詳しくは、お尋ねください